



宮 崎 県 公 報

平成21年10月1日（木曜日）第 2121 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課)	1	○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (長寿介護課) 5
○旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則…………… (会計課)	2	○障害者の雇用の促進等に関する法律第34条に規定する業務を行う者の指定の変更…………… (障害福祉課) 5
告 示		○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (伐倒駆除等) …………… (自然環境課) 6
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課)	2	○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (移動制限・禁止) …………… () 6
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… ()	3	○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令 () 6
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ()	3	○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 7
○指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… ()	3	公 告
○指定居宅サービス事業の廃止…………… ()	4	○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 7
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… ()	4	○都城市クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価準備書に関する公聴会の開催…………… (環境管理課) 7
○指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… ()	5	○落札者等の公告…………… 8
		人事委員会規則
		○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 8

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第36号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
保健所長	1～17の2 [略] 17の3 <u>宮崎県公衆浴場経営安定化補助金交付要綱 (昭和55年6月23日定め)</u> に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。 18～69 [略]	保健所長	1～17の2 [略] 17の3 <u>宮崎県公衆浴場確保対策助成事業費補助金交付要綱 (平成21年6月30日定め)</u> に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。 18～69 [略]
[略]		[略]	
付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)		付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)	
1～14 [略]	15 <u>優秀肉用牛県内一貫体制確立事業費補助金交付要綱 (平成13年4月2日定め)</u> に基づく補助金 (宮崎県経済農業協同組合連合会又は宮崎県乳用牛肥育事業農業協同組合が事業実施主体であるものを除く。)	1～14 [略]	

16～26 [略]
27 削除
28～39 [略]
40 削除
41・42 [略]
43 削除
44～49 [略]

15～25 [略]
26～37 [略]
38・39 [略]
40～45 [略]
46 林業・建設産業連携による災害に強い山の道づくりモデル事業補助金交付要綱(平成21年7月1日定め)に基づく補助金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第37号

旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

旅費の支払事務に関する規則(平成元年宮崎県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
別表第1(第2条、第6条関係)	別表第1(第2条、第6条関係)																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部局及び出先機関名</th> <th style="text-align: center;">部局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>宮崎県日向食肉衛生検査所</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>宮崎県都城商工労政事務所</td><td>商工政策課</td></tr> <tr><td>宮崎県延岡商工労政事務所</td><td>商工政策課</td></tr> <tr><td>宮崎県日南商工労政事務所</td><td>商工政策課</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	部局及び出先機関名	部局名	[略]		宮崎県日向食肉衛生検査所	[略]	宮崎県都城商工労政事務所	商工政策課	宮崎県延岡商工労政事務所	商工政策課	宮崎県日南商工労政事務所	商工政策課	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部局及び出先機関名</th> <th style="text-align: center;">部局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>宮崎県日向食肉衛生検査所</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	部局及び出先機関名	部局名	[略]		宮崎県日向食肉衛生検査所	[略]	[略]	
部局及び出先機関名	部局名																						
[略]																							
宮崎県日向食肉衛生検査所	[略]																						
宮崎県都城商工労政事務所	商工政策課																						
宮崎県延岡商工労政事務所	商工政策課																						
宮崎県日南商工労政事務所	商工政策課																						
[略]																							
部局及び出先機関名	部局名																						
[略]																							
宮崎県日向食肉衛生検査所	[略]																						
[略]																							
様式第1号(その4) 旅行命令書(公用車使用)	様式第1号(その4) 旅行命令書(公用車使用等)																						
[略]	[略]																						
様式第4号(その4) 旅費計算書兼請求書(公用車使用)	様式第4号(その4) 旅費計算書兼請求書(公用車使用等)																						
[略]	[略]																						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 639号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570400574	恵老園 デイサービスセンター	宮崎県日南市南郷町津屋野字山口2458番地1	社会福祉法人滝ヶ平福祉会	宮崎県日南市南郷町津屋野2458-1	平成21年8月3日	通所介護

4570400582	デイサービス ス スタイル	宮崎県日南市板敷 7614-1	鍋倉設備工業株式 会社	宮崎県日南市殿所 字前田81番地1	平成21年8月3日	通所介護
4571800475	訪問介護事業所サ ン・ヴィレッヂ	宮崎県西諸県郡野 尻町紙屋 773番地 85	有限会社サン・ヴ ィレッヂ	宮崎県西諸県郡野 尻町紙屋 773-85	平成21年8月10日	訪問介護

宮崎県告示第 640号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者		指 定 年月日	サ-ビスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570104895	めぐみの里居宅介 護支援センター	宮崎県宮崎市佐土 原町下田島9875番 地3	社会福祉法人めぐ み福祉会	宮崎県宮崎市丸島 町1-17	平成21年8月1日	居宅介護支援
4570400566	居宅介護支援事業 所こころ	宮崎県日南市南郷 町津屋野2458-1	社会福祉法人滝ヶ 平福祉会	宮崎県日南市南郷 町津屋野2458-1	平成21年8月1日	居宅介護支援
4570400590	ブレイス居宅支援 サービス	宮崎県日南市飫肥 二丁目9番35号	合資会社祥桐	宮崎県日南市飫肥 二丁目9番35号	平成21年8月27日	居宅介護支援

宮崎県告示第 641号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ-ビス事業所		指 定 介 護 予 防 サ-ビス事業者		指 定 年月日	サ-ビスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570400574	恵老園 デイサー ビスセンター	宮崎県日南市南郷 町津屋野字山口24 58番地1	社会福祉法人滝ヶ 平福祉会	宮崎県日南市南郷 町津屋野2458-1	平成21年8月3日	介護予防通所介 護
4570400582	デイサービス ス スタイル	宮崎県日南市板敷 7614-1	鍋倉設備工業株式 会社	宮崎県日南市殿所 字前田81番地1	平成21年8月3日	介護予防通所介 護
4571800475	訪問介護事業所サ ン・ヴィレッヂ	宮崎県西諸県郡野 尻町紙屋 773番地 85	有限会社サン・ヴ ィレッヂ	宮崎県西諸県郡野 尻町紙屋 773-85	平成21年8月10日	介護予防訪問介 護

宮崎県告示第 642号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定

居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570200396	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市上東 町5-1	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市花繰 町11街区5号	平成21年6月11日	福祉用具貸与
4570200396	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市上東 町5-1	株式会社ウエルラ イフ本店	宮崎県都城市花繰 町11街区5号	平成21年6月11日	特定福祉用具販 売
4570104572	ケアサービス陽	宮崎県宮崎市曾師 町 172番地 2	ケアサービス陽	宮崎県宮崎市大王 町75番地	平成21年7月13日	訪問介護

宮崎県告示第 643号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570301202	ケーアイショップ	宮崎県延岡市出北 二丁目2番27号	有限会社ケーアイ	宮崎県延岡市出北 二丁目2番27号	平成21年8月1日	特定福祉用具販 売
4570301202	ケーアイショップ	宮崎県延岡市出北 二丁目2番27号	有限会社ケーアイ	宮崎県延岡市出北 二丁目2番27号	平成21年8月1日	福祉用具貸与
4572000190	社会福祉法人都農 町社会福祉協議会 指定訪問介護事業 所	宮崎県児湯郡都農 町川北4910	社会福祉法人都農 町社会福祉協議会	宮崎県児湯郡都農 町川北4910	平成21年8月16日	訪問介護
4560690069	訪問看護ステーシ ョン美々津	宮崎県日向市美々 津町3870	医療法人杏林会	宮崎県日向市美々 津町3870	平成21年8月31日	訪問看護

宮崎県告示第 644号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設		開 設 者		辞 退 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		

宮 崎 県 公 報

平成 21 年 10 月 1 日 (木曜日) 第 2121 号

4510212261	瀬ノ口内科・放射線科医院	宮崎県都城市都原町14-5	医療法人社団敬頼会	宮崎県都城市都原町14-5	平成21年8月1日	介護療養型医療施設
------------	--------------	---------------	-----------	---------------	-----------	-----------

宮崎県告示第 645号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4570200396	株式会社ウエルライフ本店	宮崎県都城市上東町5-1	株式会社ウエルライフ本店	宮崎県都城市花線町11街区5号	平成21年6月11日	介護予防福祉用具貸与
4570200396	株式会社ウエルライフ本店	宮崎県都城市上東町5-1	株式会社ウエルライフ本店	宮崎県都城市花線町11街区5号	平成21年6月11日	特定介護予防福祉用具販売

宮崎県告示第 646号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービスの廃止について次のとおり届出があった。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104531	ファミリーサロン下北方	宮崎県宮崎市下北方町井手下北45番地1	株式会社聖視	宮崎県宮崎市下北方町井手下北45番地1	平成21年8月1日	介護予防通所介護
4570301202	ケーアイショップ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	有限会社ケーアイ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	平成21年8月1日	介護予防福祉用具貸与
4570301202	ケーアイショップ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	有限会社ケーアイ	宮崎県延岡市出北二丁目2番27号	平成21年8月1日	特定介護予防福祉用具販売
4560690069	訪問看護ステーション美々津	宮崎県日向市美々津町3870	医療法人杏林会	宮崎県日向市美々津町3870	平成21年8月31日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 647号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、社会福祉法人高和会から障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎県延岡市恒富町4丁目66番	宮崎県延岡市恒富町3丁目6番5	平成21年10月1日

宮崎県告示第 648号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成21年10月1日から平成22年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。

(3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、

3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴取することができる。

宮崎県告示第 649号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成21年10月8日から平成22年10月7日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第 650号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市及び串間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成21年10月1日から平成22年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
(2) 3に掲げる措置のうち、破碎を行う場合は、破碎後の木片の厚さが6ミリメートル(木材チップパーにより破碎する場合には、15ミリメートル)以下となるように破碎を行うこと。
(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。
(4) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 651号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年10月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 5 columns: 指定番号, 申請者氏名, 位置, 道路の概要(メートル) (幅員, 延長), 指定年月日. Row 1: (日南) 21-2, 金丸衣子, 日南市吾田東三丁目2033番4の一部、水路の一部、2033番3、2033番5、道の一部、2008番2、2024番2、2024番3, 6.00, 36.92, 4.00, 平成21年9月1日

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第 3 号)第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成21年10月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 免税証の種類

100 ℓ 券 2 枚

- 2 用途 農業等
3 記号及び番号 100 ℓ 券G2804915~G2804916
4 有効期間 平成21年 3 月 5 日~平成22年 3 月 4 日
5 免税証に記載した販売店の名称 谷口石油店
6 紛失年月日 平成21年 9 月12日

宮崎県環境影響評価条例(平成12年宮崎県条例第12号)第19条第 1 項の規定により、都城市クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催する。

平成21年10月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成21年11月 2 日(月) 午後 1 時30分から
(2) 場所 都城市山田総合センター 大集会室 都城市山田町山田3881

2 意見を聴こうとする準備書に係る事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 都城市
(2) 代表者の氏名 市長 長峯 誠
(3) 主たる事務所の所在地 都城市姫城町 6 街区21号

3 意見を聴こうとする準備書に係る対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 対象事業の名称 都城市クリーンセンター建設事業
(2) 種類 ごみ焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設で焼却により処理する施設)の設置
(3) 規模 処理能力 1 日当たり 230トン

4 意見陳述の申出

公聴会に出席し、都城市クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価準備書に記載されている事項に関して環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、次のとおり、書面で宮崎県知事に申し出なければならない。

- (1) 申出事項
ア 氏名、住所及び電話番号(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名)
イ 対象事業の名称
ウ 意見の概要及びその理由
(2) 申出期間

平成21年10月1日(木)から平成21年10月14日(水)まで
 (3) 申出先
 宮崎県環境森林部環境管理課環境審査担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7082
 ファクシミリ0985(38)6210
 5 その他
 意見陳述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
 平成21年10月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 随意契約に係る調達件名及び数量

- 工業・農業高校CADシステム賃貸借 一式
 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橘通東2丁目10番1号
 3 落札者を決定した日
 平成21年7月27日
 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 (1) 株式会社W I N G 宮崎県宮崎市大工2丁目49番地1号
 (2) リコーリース株式会社福岡支社 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目10番35号
 5 落札金額
 78,044,400円
 6 一般競争入札の公告を行った日
 平成21年6月11日

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月1日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第21号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年宮崎県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
[略]		[略]	
条例第2条第1項 第3号に該当する 団体	[略] <u>社団法人宮崎県産業貿易振興協会</u> <u>社団法人宮崎県物産振興センター</u> [略]	条例第2条第1項 第3号に該当する 団体	[略] <u>社団法人宮崎県物産貿易振興センター</u> [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。